

D I M O : 大阪デザインイノベーション創出コンペティション事業にかかる
秘密保持に関する覚書

(以下「甲」という)及び

(以下「乙」

という)は、平成28年度 D I M O : 大阪デザインイノベーション創出コンペティション事業 (以下「本事業」という)に関して以下のとおり秘密保持に関する覚書を締結する。

第1条 (定義)

秘密情報 (以下「本秘密情報」という)とは、文書・口頭その他有形無形を問わず、本件に関連して秘密情報として明示的に特定したものをいう。但し、以下の各号に該当する場合にはその限りではない。

- (1) 相手側開示を受ける前より既に保有していた情報
- (2) 情報開示者が事前に公表を承認した情報
- (3) 公に公表されており、一般に入手可能な情報
- (4) 正当な手段により、第三者から受けた情報
- (5) 情報受領者が独自の方法により開発した情報

第2条 (使用目的)

甲及び乙は相手方から開示される本秘密情報を、本事業において甲乙が共同開発するための業務提携の可能性を検討することを目的としてのみ使用する。

第3条 (秘密保持義務)

甲及び乙は、知り得た本秘密情報を善良なる管理者の注意をもって、その情報を管理・保持するものとし、書面による承諾なくして、第三者に開示しないものとする。

2 甲及び乙は、受領した本秘密情報を第2条の目的以外に使用してはならない。

3 甲及び乙は、相手方の同意がない限り、本覚書にかかる相手方の従業員及び役員などで、本秘密情報を知る必要のある者以外の者及びその他の第三者に情報を開示してはならない。また、同従業員及び役員に対し、前2項と同等の義務を課すものとする。

4 甲及び乙は、裁判所又は政府機関の命令により本秘密情報を開示する場合には、本条第1項の規定は適用しない。ただし、かかる命令を受けた場合には、速やかに情報開示者に対しその旨を通知するものとする。

5 甲及び乙は、上記に違反して本秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩した場合、これにより情報開示者が被った一切の損害を賠償する義務があることを認める。

第4条 (秘密情報の取り扱い)

甲及び乙は相手方の許可なく本秘密情報の使用、情報に基づく開発、他者への譲渡、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標出願等を行ってはならない。

2 甲及び乙は、相手方から受領した機密情報に基づいて発明、考案、意匠、商標、著作物等の知的財産の創作を行った場合は、相手方にその旨を速やかに通知し、その帰属および取扱い等を決定するものとする。

第5条（秘密情報の返却）

甲及び乙は、本覚書の有効期間が終了した場合または情報開示者から要求を受けた場合は受領した情報媒体又は物品等を直ちに返却又は開示者の指示に従い廃棄するものとする。

第6条（業務提携締結による共同開発）

甲及び乙の間で業務提携が成立し共同開発を行う場合には、甲乙間で別途契約を締結するものとする。

2 前項について、甲及び乙の間で業務提携の合意がなされなかった場合には、甲の提案内容を実施する権利は甲に帰属する。ただし、甲及び乙の間で合意形成がなされた場合はこの限りでない。

第7条（有効期間）

本覚書の有効期間は、本契約の締結日から平成28年度末までとする。なお、本覚書の延長などについては、甲乙協議により決定するものとする。

2 前項に関わらず、本覚書の有効期間終了後においても、第3条については3年間効力を有するものとする。

第8条（賠償責任）

甲及び乙は、本覚書第2条及び第3条に違反して本秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩した場合、これにより情報開示者が被った一切の損害を賠償する責任を負う。

第9条（協議）

本覚書に定めのない事項が発生した場合、またはこれらの解釈につき疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上解決に努めるものとする。

上記覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 住所
名称
代表者 印

乙 住所
名称
代表者 印